

生徒指導栄養

～ 生徒指導を進めるための栄養源に ～



#27 【オンライン授業を受けている児童生徒等の学習評価】

これまでも、学校に通うことができなくとも、一定の要件を満たす場合に、不登校児童生徒が、教育支援センターやフリースクール等の学校外の機関や自宅等で学習した成果を成績に反映できることとしてきました。



つまり、呉市教育支援センター「つばきルーム」やフリースクール等での学習、自宅等でオンライン授業を受けている児童生徒の学習について、その成果を成績に反映することができます。

この度、学校教育法施行規則が一部改正され、このことが法律にも明記されました。「一定の要件」は、次のとおりです。誰一人取り残されない学びの充実を一層推進していきましょう。

- ◆ 学習の計画・内容が、教育課程に照らし適切と認められること。
- ◆ 学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学習活動の状況等について、保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。
- ◆ 学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。

令和6年10月1日（火）

呉市教育委員会 学校安全課 生徒指導グループ

